

# 資料

## 「府中市地域防災計画」の修正について

### 【資料構成】

- 1 【別紙1】「府中市地域防災計画」の修正について
- 2 【別紙2】「災害対策基本法」の改正を踏まえた主な修正について
- 3 【別紙3】今後のスケジュール
- 4 【別添】「府中市地域防災計画」(案)

府中市防災会議地震部会



## 「府中市地域防災計画」の修正について

## 1 「府中市地域防災計画」修正の背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、平成24年4月に東京都防災会議地震部会は被害想定を見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を公表した。この報告書では、立川断層帯地震が新たに想定に加わるなど、全面的な見直しを行っている。

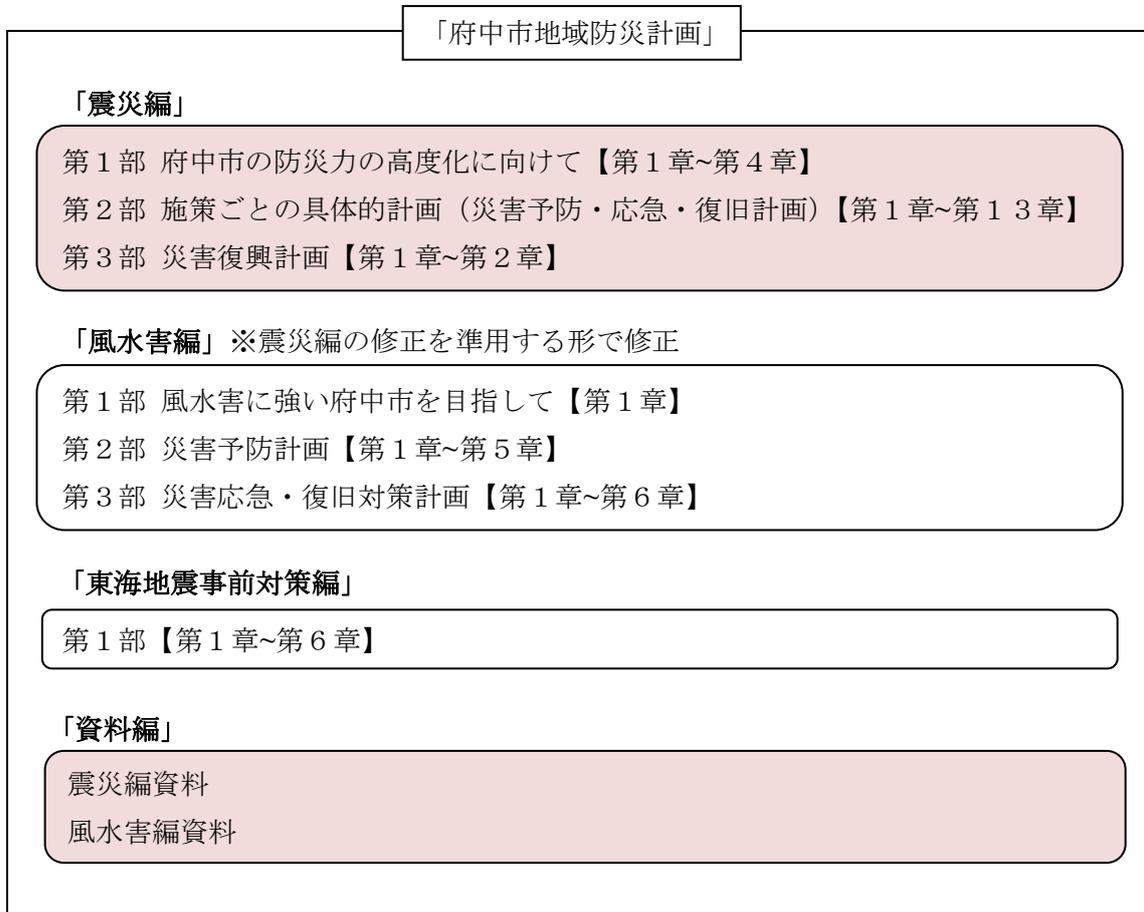
これを受け、「東京都地域防災計画」が平成24年10月に全面的に修正されたため、「府中市地域防災計画」についても、新たな被害想定や「東京都地域防災計画」の修正等を踏まえ、本市の実情に即した修正を行うこととした。

また、東日本大震災を踏まえた法制上の課題について、平成24年6月及び平成25年6月に「災害対策基本法」の改正が実施されたため、その適切な反映について精査を進め、「府中市地域防災計画」の修正を行った。なお今年度対応した主な修正点は、別紙2を参照。

## 2 防災会議における審議過程

年度	日時		内容
平成24年度	7月19日(木) 午前10時から午前11時5分まで		計画の目的、見直しの背景、見直しの基本的方針等の共有
平成25年度	第1回	5月24日(金) 午後3時から午後4時まで	修正の骨子等の確定
	第2回	8月27日(火) 午後2時30分から午後4時まで	個別課題への対応、減災目標、避難場所の名称整理、広域避難場所の見直し等の確認
	第3回	11月14日(木) 午後3時から	パブリックコメント手続、東京都との調整に向けた修正案の確認
	第4回	未定	確定(予定)

### 3 「府中市地域防災計画」の構成



### 4 その他

平成25年度第2回の防災会議で提示した課題について、検討が必要なものについては、「府中市地域防災計画」の修正後においても、引き続き府中市の防災力向上のために精査を進めていく。

#### 【例】

- ・ 自主防災組織の育成強化
- ・ 市職員の事業継続体制、情報連絡体制の確保
- ・ 一時滞在施設の確保、事業所等との連携強化
- ・ 避難所管理運営体制の明確化、女性参画の推進
- ・ 防災証明発行体制の確保

## 「災害対策基本法」の改正を踏まえた主な修正について

平成25年6月21日に公布・施行（一部の規定を除く）された「災害対策基本法」（以下「改正法」という。）について、法が地域防災計画への規定を求める内容は、今回の修正過程で可能な限り反映した。その主なものは次のとおり。

### 1 災害の定義の見直し【第1部第3章P19】

改正法第2条において明確化された災害の定義を地域防災計画に反映し、各施策が想定する災害を明らかにした。

### 2 指定緊急避難場所の指定【第2部第9章P215】

切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、避難生活を送るための「避難所」が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因となった。このことから、改正法第49条において、災害に定義される異常な現象の種類ごとに、一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」として指定、市民への周知が求められている。

このことについては、法の規定に則した今後の体制整備について検討することを、地域防災計画に記載した。

### 3 民間事業者の責務等【第2部第2章P58】

これまで法律上、住民としての責務を有するに過ぎなかった民間事業者について、改正法第7条2項及び第49条の3等において、国及び地方公共団体が実施する、防災に関する施策への協力に努めることが規定された。

このことについて地域防災計画に反映し、協定の締結等、民間事業者との連携の必要性を明らかにした。

### 4 地区防災計画【第1部第1章P4】

改正法第42条において、「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、当該地区における防災活動に関する計画として、「地区防災計画」を市防災会議に提案できることとされた。

このことについて地域防災計画に反映し、基本理念である「自助・共助」の重要性を示した。

## 5 避難行動要支援者名簿の作成【第2部第2章P49】

本市が支援対象としてきた災害時要援護者について、改正法第49条により、その名称が避難行動要支援者とされ、法の趣旨に沿った体制整備を求められることとなった。

しかしながら、国からの運用に係る通知によれば、「これまで災害時要援護者名簿等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が、本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。」とされている。

これらのことから、地域防災計画へは、現事業の精査を進めることで法の趣旨に沿う整備を進める旨記載し、名称の混同を避けるため、避難行動要支援者という名称についても触れることとした。

## 今後のスケジュール

防災会議地震部会、防災会議において策定された「府中市地域防災計画」（案）については、パブリックコメント手続、東京都との調整等により、最終的な内容の精査を進める。そのスケジュールについては、次の表に示すとおり。

年	月	内容
平成 2 5 年	1 1 月	第 3 回 防災会議地震部会及び防災会議における審議
		パブリックコメント手続
		「府中市地域防災計画」（案）を東京都に照会
平成 2 6 年	1 月	第 4 回 防災会議地震部会における審議
		第 4 回 防災会議において「府中市地域防災計画」を確定
	2 月	公表